

議員提出議案第 1 号

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

提出者	大口町議会議員	江 幡 満 世 志
賛成者	大口町議会議員	齊 木 一 三
賛成者	大口町議会議員	佐 名 か よ 子
賛成者	大口町議会議員	仙 田 王 一
賛成者	大口町議会議員	鈴 木 和 江
賛成者	大口町議会議員	大 竹 伸 一
賛成者	大口町議会議員	山 崎 卓 美
賛成者	大口町議会議員	酒 井 一 平
賛成者	大口町議会議員	宮 川 基 英
賛成者	大口町議会議員	飯 田 正 志
賛成者	大口町議会議員	社 本 與 七
賛成者	大口町議会議員	松 本 佳 子
賛成者	大口町議会議員	丹 羽 勉
賛成者	大口町議会議員	藤 田 敏 英
賛成者	大口町議会議員	江 口 昌 史

(提案理由)

この案を提出するのは、政務活動費の交付限度額の見直しにあたり、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大口町議会政務活動費の交付に関する条例（平成27年大口町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「60,000円」を「120,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大口町議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(交付限度額)</p> <p>第4条 政務活動費の交付額は、議員一人当たり年額<u>120,000円</u>を限度とする。</p>	<p>(交付限度額)</p> <p>第4条 政務活動費の交付額は、議員一人当たり年額<u>60,000円</u>を限度とする。</p>